双葉駅東口・西口駅前広場管理要領の一部を改正する要領をここに公布する。

令和８年１１月１０日

双葉町長　伊澤　史朗

双葉町要領第１号

双葉駅東口・西口駅前広場管理要領の一部を改正する要領

双葉駅東口・西口駅前広場管理要領(令和６年双葉町要領第１号)の一部を次のように改正する。

第２条第２項第１号中「町道駅・越田線」を「町道駅・町西線」に改める。

附　則

この要領は、公布の日から施行し、令和７年９月１８日から適用する。